

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

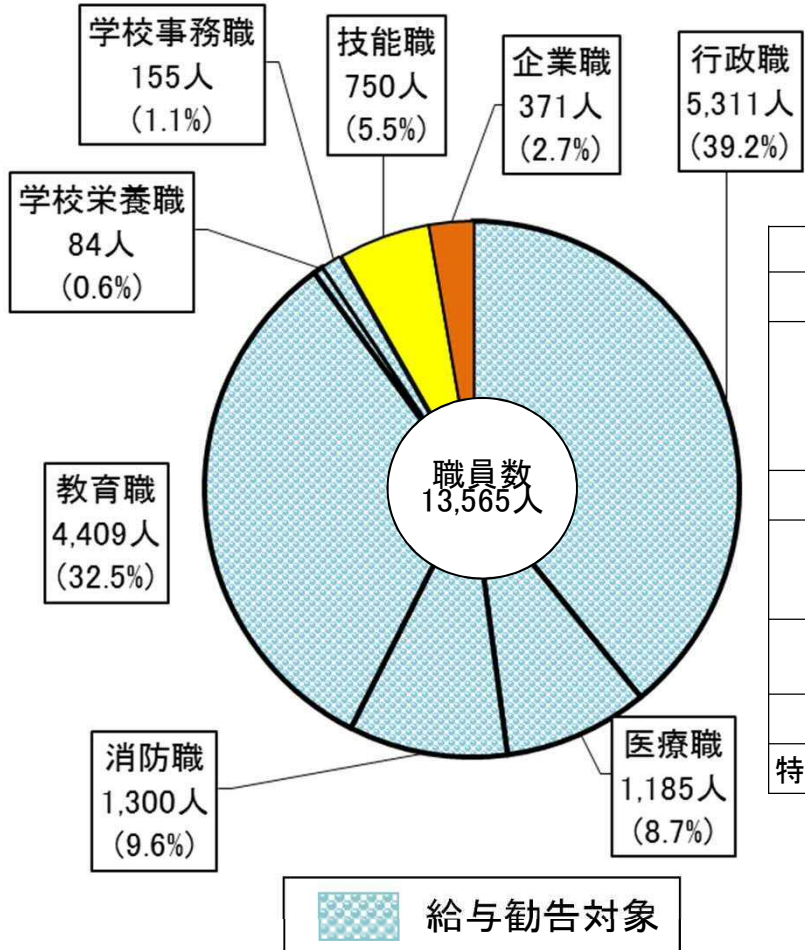
平成29年9月
さいたま市人事委員会

目次

給与勧告の対象職員	1
給与勧告の手順	2
民間給与の調査	3
民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1))	4
民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2))	5
民間給与との較差に基づく給与改定	6
期末手当・勤勉手当の改定	7
本年の給与改定	8
最近の給与勧告の実施状況	9

1 給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・消防職・教育職・学校栄養職・学校事務職の12,444人です。



※給与勧告の対象となる職員の職種・適用される給料表は下表のとおりです。

区分	給料表	適用職員
行政職	行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職	医療職給料表(1)	医師、歯科医師
	医療職給料表(2)	薬剤師、獣医師、栄養士等
	医療職給料表(3)	保健師、助産師、看護師等
消防職	消防職給料表	消防吏員
教育職	教育職給料表(1)	高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員
	教育職給料表(2)	幼稚園、小学校及び中学校に勤務する教育職員
学校栄養職	学校栄養職給料表	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員
学校事務職	学校事務職給料表	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する事務職員
特定任期付職員	特定任期付職員給料表	特定任期付職員

注1 平成29年4月1日時点の職員数で、再任用職員及び臨時的任用職員を除く。

注2 端数処理の関係上、構成比の合計は100%になりません。

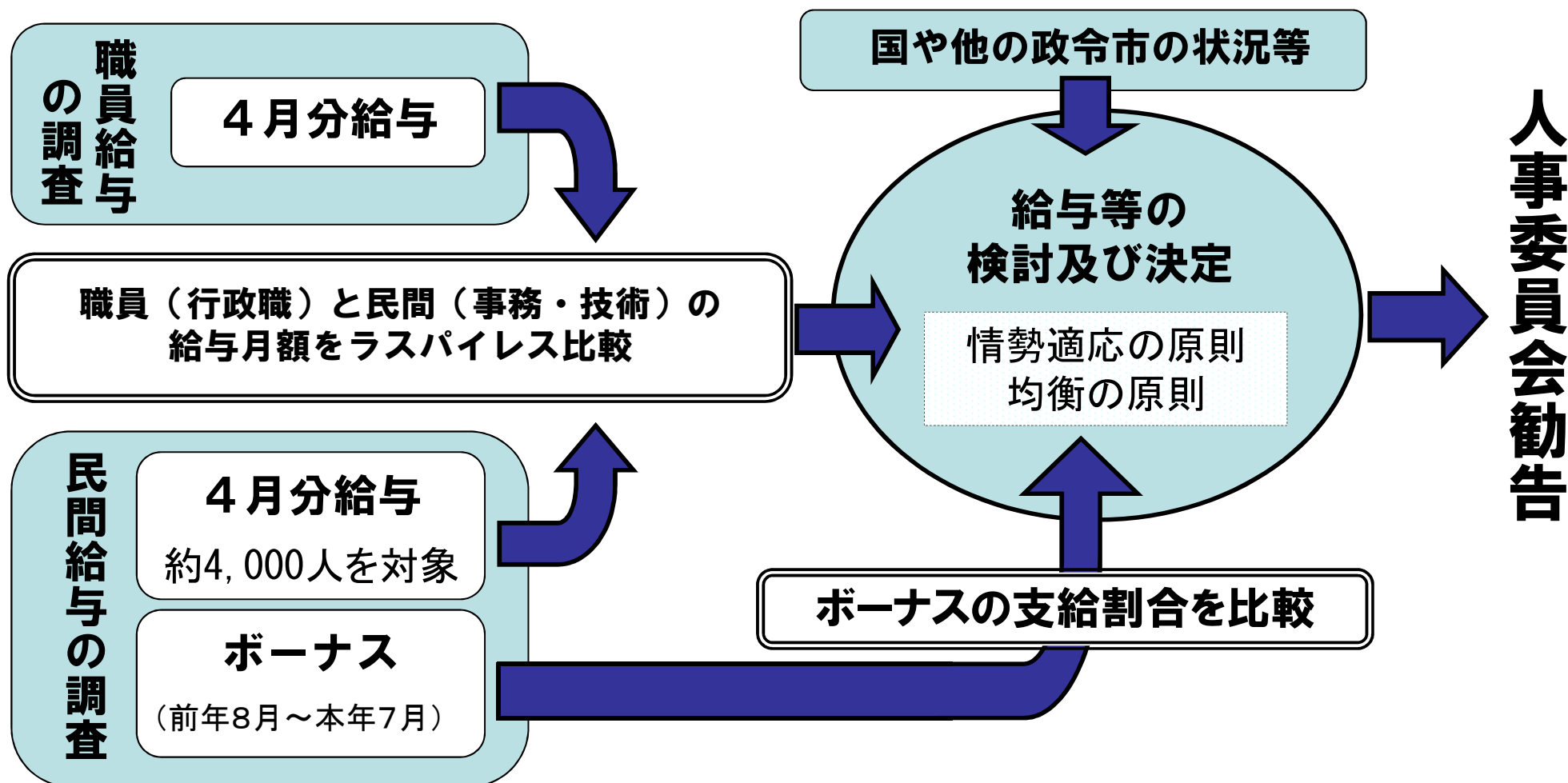
2 給与勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

(2) ボーナスを比較

民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与の調査

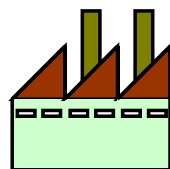
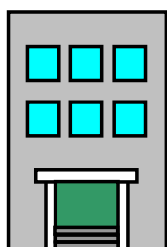
さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査しました。

平成29年職種別民間給与実態調査

(H29. 5. 1~6. 16に実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内464事業所中

118事業所

事業所ごとのボーナスの調査

(H28. 8~H29. 7支給分)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術

3,928人



医療・教育等

426人

従業員ごとの4月分給与の調査

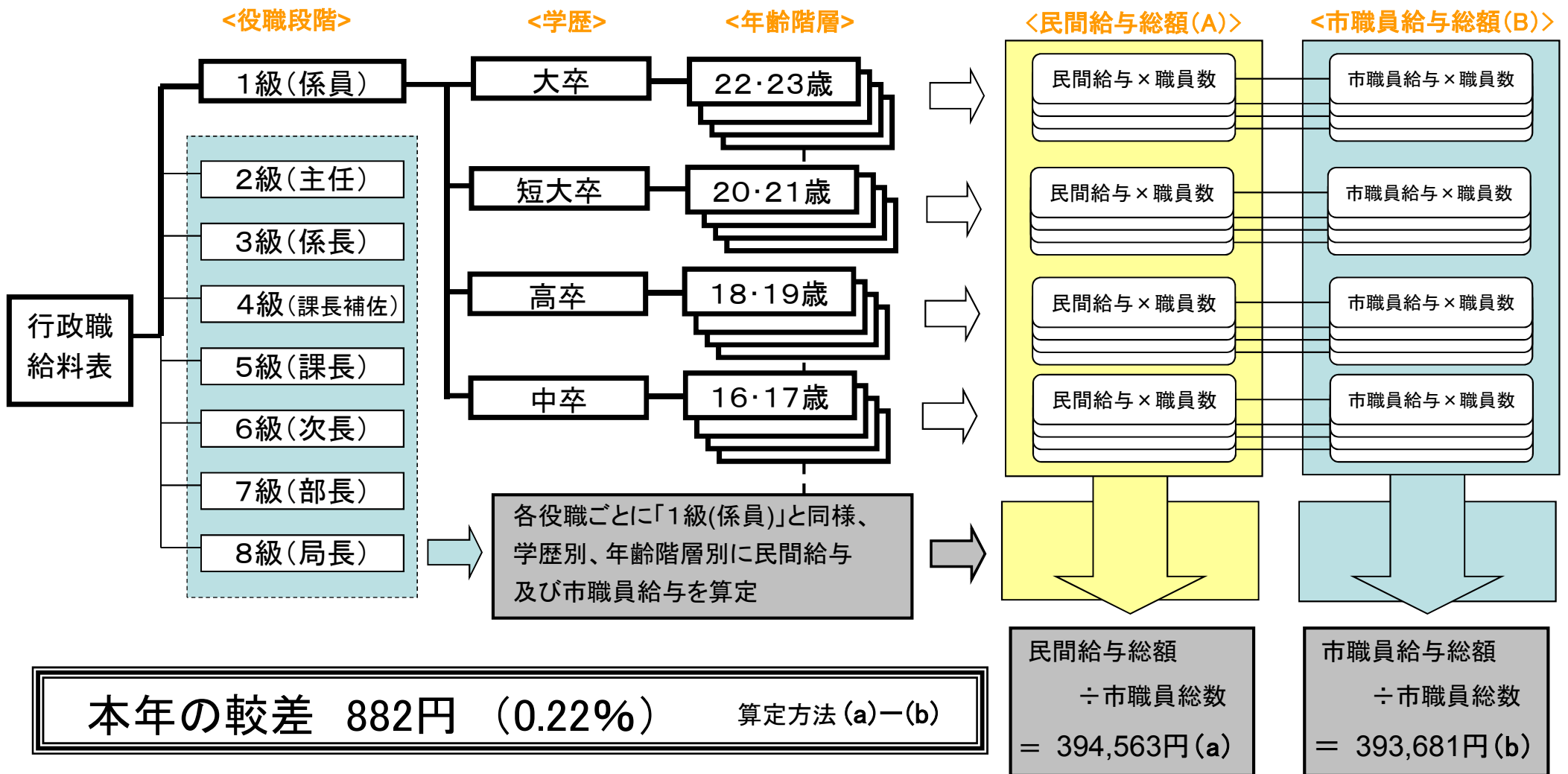
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

4 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1))

給与月額をの公民比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給した場合の支給総額(A)と、現に支払っている支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



5 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2))

ラスパイレス方式による比較は、民間の給与月額を役職段階、年齢、学歴別に整理し、それを本市職員の数構成に置き換えて比較するもので、異なる条件を一切考慮しない単純平均で比較を行う場合に比べて、民間従業員の給与の実態をより反映したものとなっています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別給与は、いずれもB社の方が2万円高いにもかかわらず、人数構成の違いから、平均給与ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス方式による比較の例

A社的人数構成によって比較すると、B社は平均32万円となり、A社はB社に比べて2万円低くなります。

A社			B社		
年齢	人数	平均給与	年齢	人数	平均給与
20歳	30人	20万円	20歳	40人	22万円
30歳	30人	30万円	30歳	30人	32万円
40歳	30人	40万円	40歳	20人	42万円
合計	90人	平均 30万円	合計	90人	平均 29.8万円

A社的人数構成に合わせた場合のB社の平均給与

年齢	人数	平均給与
20歳	30人	22万円
30歳	30人	32万円
40歳	30人	42万円
合計	90人	平均 32万円

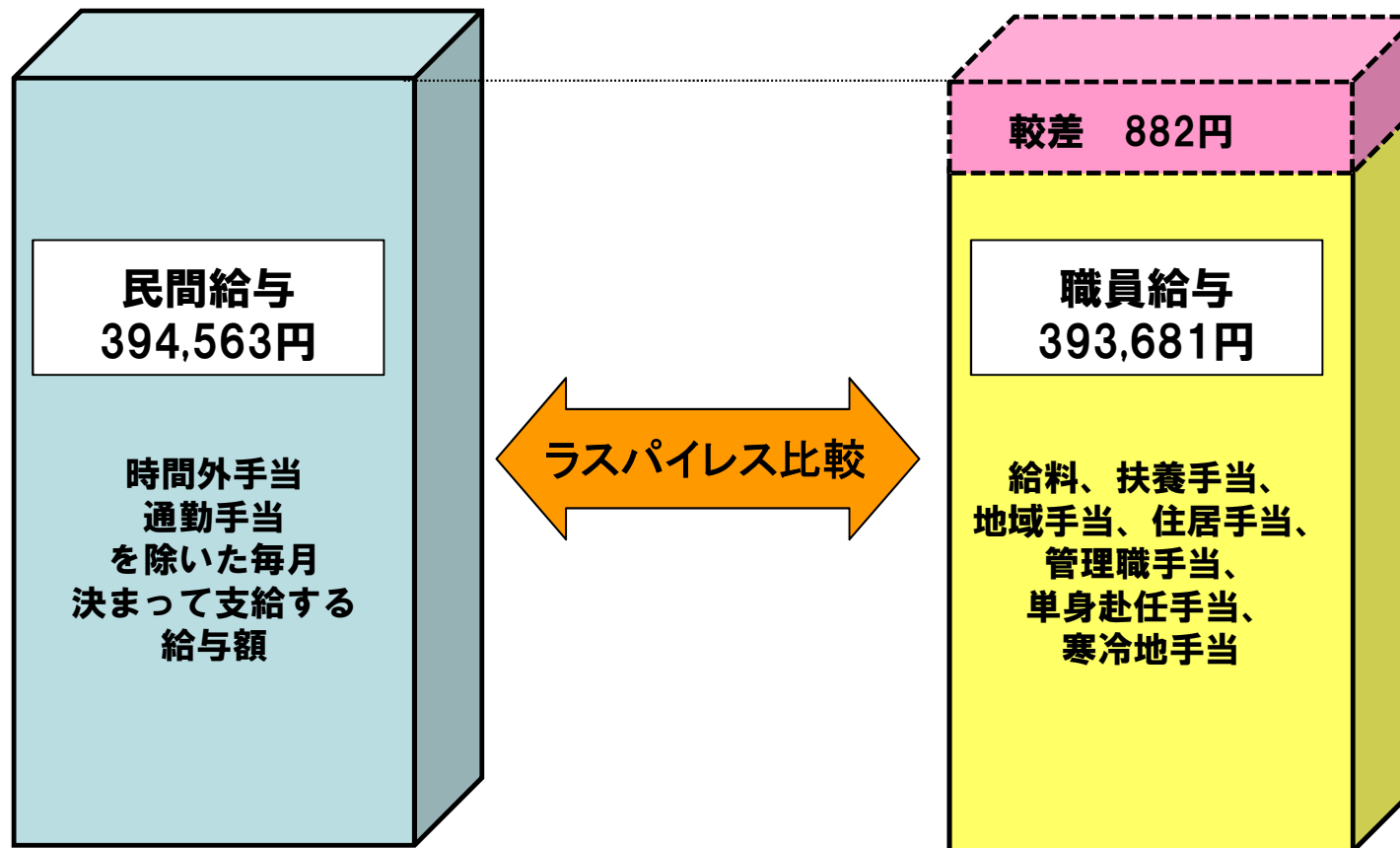
人数構成を置換え

単純平均値で比較した場合

ラスパイレス方式で比較した場合

6 民間給与との較差に基づく給与改定

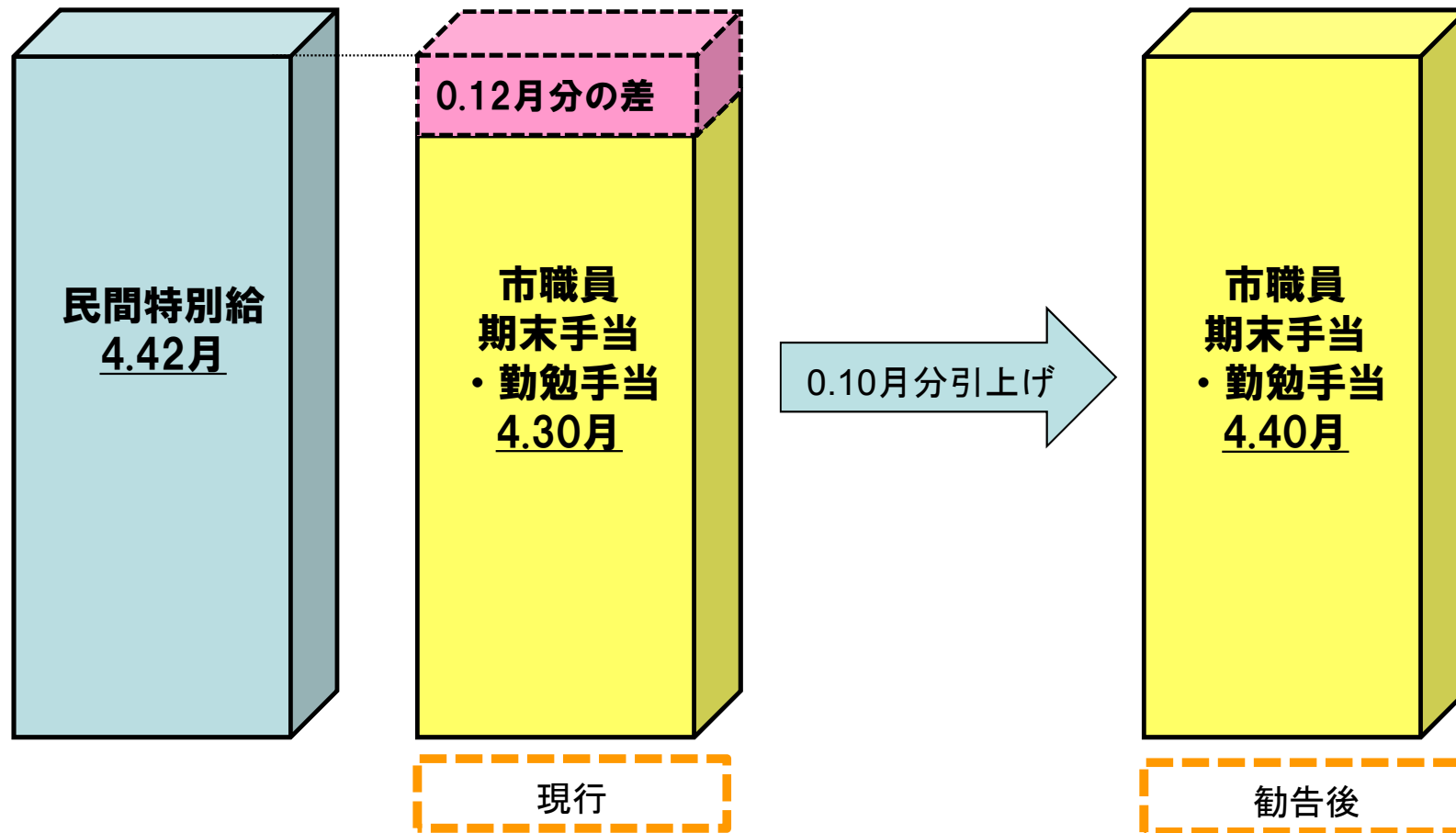
本年の民間給与との較差 882円(0.22%)を解消するため、地域手当の支給割合を引き上げることとしました。



- ・職員は保育士等を除く行政職給料表適用者(平均年齢40.3歳)
- ・職員及び民間ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。

7 期末手当・勤勉手当の改定

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.12月分上回っているため、支給月数を引き上げることとしました。



※ 期末手当・勤勉手当の支給月数は、0.05月単位として、小数点第2位を二捨三入、七捨八入する。
(例) 4.38月～4.42月 ⇒ 4.40月 4.43月～4.47月 ⇒ 4.45月

8 本年の給与改定

1 改定の方針

- ・ 昨年4月から実施している給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、現在、地域手当の支給割合の段階的な引上げを行っている状況を踏まえ、本年の公民較差882円(0.22%)を地域手当の支給割合の引上げ改定により解消
- ・ 医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表については、人事院勧告の内容に準じて給料表の引上げ改定
- ・ 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して措置

2 諸手当

(1) 地域手当

- ・ 地域手当の支給割合を0.26%引上げ、14.26%とする。
(平成29年4月1日の地域手当の支給割合を11%とされた教職員については、11.26%)
- ※ 地域手当の支給割合が制度完成している医療職給料表(1)の適用者を除く。

(2) 初任給調整手当

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

(3) 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ改定 (4.30月分 → 4.40月分)
- ・ 再任用職員の支給月数については人事院勧告に準じて0.05月分の引上げ改定 (2.25月分→2.30月分)
- ・ 引上げ分の配分等は人事院勧告に準じて改定

3 実施時期

平成29年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成29年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成30年6月期以降の支給に関する改定は平成30年4月1日から実施

9 最近の給与勧告の実施状況

さいたま市職員の給与勧告は、平成25年まで6年連続で給与月額又は特別給の減額による年間給与額の減少又は据置きが続いていましたが、ここ数年の民間賃金の引上げ傾向を受けて、本年は、平成26年、27年、28年に続き、4年連続のプラス改定となりました。

	給与月額	期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)	平均年間給与額の 増減
平成15年	△4,898円 (△1.13%)	4.40月 (△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円 (0.00%)	据置き (0.02月)	—
平成17年	△1,921円 (△0.45%)	4.45月 (0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円 (△0.11%)	据置き (△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円 (0.06%)	4.50月 (0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円 (0.01%)	据置き (0.02月)	—
平成21年	△791円 (△0.19%)	4.15月 (△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円 (△0.28%)	3.95月 (△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円 (△0.30%)	据置き (0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円 (0.05%)	据置き (0.02月)	—
平成25年	据置き△87円 (△0.02%)	据置き (0.01月)	—
平成26年	1,785円 (0.45%)	4.10月 (0.15月)	8.5万円
平成27年	798円 (0.20%)	4.20月 (0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円 (0.35%)	4.30月 (0.10月)	5.9万円
平成29年	882円 (0.22%)	4.40月 (0.10月)	5.2万円

(注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。